

仕様書

公益社団法人福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

1. 件名

被災事業者並びに創業者等に向けた相談型支援事業における業務推進・課題解決支援

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム（以下「機構」という）は2015年8月の発足以降、2025年8月をもって設立から10年が経過し、この間、復興に向けた歩みは着実に進みつつあるものの、支援対象である原子力災害被災地域における復興は未だ途上にある。

これまで機構は、現場主義のもと、事業者の声や悩み、課題を聞き、それらに対する支援を個別に実施してきたが、最近では、事業再開後の新たな課題（販路開拓、人材確保、事業承継等）や、個別では解決できない課題等が増えてきている。

また、地域経済を活性化し、まちのにぎわいを再生するためには、再開事業者の事業継続に加えて、原子力災害被災地域で新たに創業する事業者や、地域外から同地域に進出する事業者が増加し、かつ定着していくことがますます重要となっている。

2026年度から始まる「第3期復興・創生期間」は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間とされているため、上記課題に対し総力を挙げて取り組む必要がある。

本業務では、事業なりわい再生支援を進める各工程において発生する機構本部、支部の課題等について、機構の個別訪問等と連携しつつ、専門知見を提供する等の支援を実施し解決することを目的とする。

3. 業務内容

下記業務を遂行する際は、管理者の指示に基づき進めること。

(1) 本部業務

① 業務推進

- マネジメントや組織力向上に精通し、プロジェクト立ち上げやファシリテーション等の豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構本部オフィスに週3日程度駐在※し、機構本部職員への専門知見の提供による業務推進、及び業務品質の維持・向上をサポートする。

※駐在頻度については、業務内容に応じて委託者と受託者の双方合意により調整できるものとする。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。

- (ア) 機構の復興コンサルタント等の支援品質の維持・向上、事業者のなりわい再生支援の展開に有用な専門知見の展開（各種会議体向け資料の作成や情報共有、機構が開催する研

修会のコンテンツ検討や講師)。

- (イ) 復興コンサルタント等の機構職員、および外部経営コンサルファーム等の専門家から提出される支援報告書等について、経営課題の特定、支援施策策定の内容、及びプロセスを専門的な知見に基づき評価・検証のうえ、改善案等の提示を実施。
- (ウ) 外部経営コンサルファーム等による専門家支援において、各工程で提出される支援報告書について、専門的な知見に基づき、支援内容の妥当性や有効性の評価・検証のうえ、改善策の提示を実施。
- (エ) 外部経営コンサルファーム等による専門家支援の品質維持・向上を目的とした会議体等において、専門的な知見に基づく提言により、支援内容の妥当性や有効性を評価・検証のうえ、改善案等の提示を実施。支援事業者の自立的な経営の維持・継続を所定のチェック基準に照らして評価するとともに、機構職員等で構成される自立経営維持・継続の会議体等において、専門的な知見の展開。
- (オ) 資金繰りの悪化等により、事業継続リスクが懸念される支援事業者において支援方針等を検討する会議体等において、財務状況の分析や支援方針の検討、および支援内容の妥当性・有効性検証のサポート並びに専門知見の展開。
- (カ) 総括コンサルタントの業務推進、並びに、その他、機構本部の業務推進や課題解決支援における、品質の維持・向上に資する業務をサポートする。
- (キ) 水産関係の仲買・加工業者等に対する支援の拡充や成果創出に向けた施策の立案および提案等の実施。

② 課題解決支援

- ・ 中小零細企業への豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構本部オフィスに週3日程度駐在※し、コンサルティング支援の各工程において支援方針の妥当性・有効性を専門的な知見に基づき提言するとともに、必要に応じて資料提供や支援事業者への同行訪問による的確な業務推進をサポートする。

※駐在頻度については、業務内容に応じて委託者と受託者の双方合意により調整できるものとする。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。

- (ア) 機構本部が関係するリスク管理対象事業者等のコンサルティング支援において、支援方針の妥当性や有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、同行訪問により事業者支援対応のサポートを実施。
- (イ) 資金繰りの悪化等により、事業継続リスクが懸念される等支援事業者のコンサルティング支援において、財務状況の分析や専門知見を活かした資料作成、および同行訪問により事業者支援対応のサポートを実施。

③ 販路開拓・人材支援（業務推進・課題解決支援）

- ・ 事業者支援にかかる販路開拓・人材支援業務に関し、マネジメントや組織力向上に精通し、豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構本部オフィスに週3日程度駐在※し、機構本部職員への専門知見の提供による業務推進、及び業務品質の維持・向上をサポートする。

※駐在頻度については、業務内容に応じて委託者と受託者の双方合意により調整できるものとする。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。

【販路開拓・人材支援業務共通】

(ア) 令和9年度計上予算（減少想定）の策定にかかる事業分析・評価、ならびに専門的知見による改善策の提案

【販路開拓業務】

(ア) 個者の計画達成に向け、専門的知見に基づくアクション提案

(イ) 令和8年度事業体制変更（課題解決型支援）に伴う評価・課題等整理、ならびに専門的知見による改善策の提案（6次化販路）

(ウ) 令和9年度の委託スキーム移行に向けた支援メニュー等評価・設計、機構内の実行体制の検討・設計、マニュアル等の策定（6次化販路）

(エ) 委託事業者から機構への引継ぎ準備ならびに引継ぎにかかる支援（6次化販路）

(オ) 受託事業者からの提案内容に対する、専門的知見による仮説評価等の設計（6次化仕組み）

(カ) 運用化検討・設計、専門的知見による評価と改善策の提案（6次化仕組み）

(キ) 「販路個者支援」と「持続可能な仕組み作り」の連携後押し、専門的知見による相互評価の実施（6次化販路・仕組み）

(ク) 令和8年度委託スキーム移行（初年度）に伴う課題等整理・専門的知見による評価と改善策の提案（工業販路）

【人材支援業務】

(ア) 各種定量指標の計画達成に向け、専門的知見に基づくアクション提案

(イ) 令和8年度事業体制変更（課題解決型支援）に伴う評価・課題等整理、ならびに専門的知見による改善策の提案

(ウ) 令和8年度事業体制変更（機構内製化）に伴う改善策の提案、各種課題における分析・評価 ※主に分析評価

（2）支部業務

① 業務推進

- マネジメント力やコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として福島県内の機構支部オフィス（福島・南相馬・いわき支部）に週4日程度駐在（※1）し、機構支部職員へ専門知見の提供による業務推進、および業務品質の維持・向上をサポートする。なお、東京支部オフィスにおいては駐在不要とし、東京支部担当（※2）をおき、業務状況に応じて対面による対応を実施するものとする。

(※1) 駐在頻度については、業務内容に応じて委託者と受託者の双方合意により調整できるものとする。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。なお、南相馬、いわき支部において

は、浪江事務所及び富岡事務所における対応も含む。

(※2) 東京支部担当は、他の支部または本部との兼務も可とする。

- (ア) 事業者支援課長、統括コンサルタントの業務推進、並びに、その他機構支部の業務推進や課題解決支援における、品質の維持・向上に資する業務のサポートを実施（会議体等への参加や、各種資料の作成や情報共有などを含む）。
- (イ) 支援パートナー（注）や復興コンサルタント等の支援品質の維持・向上や、事業者のなりわい再生支援の展開、並びに、支援事業者の自立的な経営の維持・継続を所定のチェック基準に照らした評価などにおいて、有用な専門的な知見の展開（勉強会の開催や、各種資料の作成や情報共有、講師対応などを含む）。
- (ウ) 事業なりわい再生支援の各取組項目において、機構本部と連携・協調した対応支援を行うとともに、機構組織としての一体感を持った取組の推進。課題解決支援

② 課題解決支援

- 中小零細企業へのコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として福島県内の機構支部オフィス（福島・南相馬・いわき支部）に週4日程度駐在（※1）し、機構支部職員に向けて、各工程における支援方針の妥当性・有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、必要に応じて資料提供や支援事業者への同行訪問による的確な業務推進のサポートを実施。なお、東京支部オフィスにおいては駐在不要とし、東京支部担当（※2）をおき業務状況に応じて対面による対応を実施するものとする。
- (※1) 駐在頻度については、業務内容に応じて委託者と受託者の双方合意により調整できるものとする。駐在日以外については、遠隔会議システム等を用いて、委託者との打ち合わせ及び業務の実施を行うものとする。なお、南相馬、いわき支部においては、浪江事務所及び富岡事務所における対応も含む。
- (※2) 東京支部担当は、他の支部または本部との兼務も可とする。
- (ア) 機構支部が所管する事業者（水産仲買・加工業者等を含む）のコンサルティング支援等において、支援内容の方向性や妥当性や有効性を専門的な知見に基づき助言・アドバイスを行うとともに、資料提供や同行訪問により事業者の支援対応をサポートする。
- (イ) 支援事業者の訪問後の進捗状況や支援内容の有効性や実効性の評価を行うとともに、新たな気づきや追加支援策の提言を行うなど、各工程における業務推進や事業者支援対応をサポートする。
- (ウ) 専門性の高い案件や、復興コンサルタントのみで解決出来ない案件等に関して、事前打ち合わせの設定や資料提供などによる知見共有など準備段階から関与し、専門的な知見から助言・アドバイスを行うとともに、必要に応じて資料提供や同行訪問により支援事業者の課題を早期に特定し、解消できるよう事業者支援対応をサポートする。
- (エ) 事業者訪問やコンサルティング支援対応等に関わる各種報告書作成のアドバイスやサポートを行うとともに、業務の推進や業務品質の維持・向上をサポートする。

（注）支援パートナー：事業者との信頼関係の構築、経営課題への問題意識（事業者の主体

的な課題解決意識）の醸成、支援ニーズの確認、支援実施内容の定着度合等の判断を実施、及び地域関係機関との連携等、被災事業者等が抱える課題等の解決に向けた対応を行う者をいう。

4. 要件

- ・機構との間で十分に連携が取れる体制を確保できること。
- ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・経営コンサルタント会社として中小零細企業（個人事業主も含む）のコンサルティング経験があること。また、事業再生・業績改善のコンサルタントとしての知見、経験が豊富であり、他社を含む経営トップ及びミドルマネジメント層育成の経験も豊富に有すること。
- ・被災地の事業者への事業の再開や、再生の支援に社員が従事した又はこれらに関する専門的知見を有し、公的機関又は官民共同事業への支援経験を有すること。特に、福島県において支援活動を行っていれば尚可。

5. 報酬

従量制（実際の業務にかかった工数に応じて支払い）

- (1) 本部業務
- (2) 支部業務

6. 期間

契約締結日～2027年3月31日（水）

ただし、上記期間と業務委託契約書の期間が異なる場合は、業務委託契約書による。

7. 納入物

委託業務完了報告書を毎月の〆切期日までに提出すること。

なお、従量制のため、依頼元別に業務実施時間がわかるように報告書を作成すること。

8. その他

- ・本事業の実施に当たっては機構と十分に打ち合わせを行い、指示があった場合にはそれに従い実施すること。
- ・本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- ・その他、不明な点がある場合には、機構に問い合わせること。

以上